

# 改正動物愛護管理法の概要

## (本検討会関係部分抜粋)

環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室

# 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

## 改正の背景

- ・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定  
特に以下については必要な検討を行うことを規定
  - ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）
  - ②マイクロチップの装着の義務づけ



動物取扱業のさらなる適正化  
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

## 主な改正内容

**1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化**

**2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等**

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示  
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

**3. 動物の適正飼養のための規制の強化**

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
  - ・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ  
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円  
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

**4. 都道府県等の措置等の拡充**

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

**5. マイクロチップの装着等**

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

**6. その他**

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

## 施行日（附則第1条）

### ○公布から1年以内

下記以外の改正事項全般

### ○公布から2年以内

- 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- 出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制  
※いわゆる8週齢規制

### ○公布から3年以内

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ  
関連の事項全般

# 第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

環境省令で定める遵守基準を具体的に明示

## 遵守すべき事項として7項目を規定（第21条第2項：新規）

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

犬猫の場合



第21条第3項

これらの基準は、できる限り具体的なものでなければならない

# 第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

## ○犬・猫の販売場所を事業所に限定 第21条の4

- ・第1種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、販売に係る状態を直接見せ、説明を行う。  
(第21条の4)



**販売事業所外での対面説明等の禁止**

## ○勧告に従わない事業者の公表 第23条第3項

勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる

## ○第1種動物取扱業の登録取消後の勧告等 第24条の2

取消後2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

2019年改正！

## 都道府県等の措置等の拡充

### ① 動物愛護管理センターの業務を規定

第37条の2

○都道府県等は、動物愛護管理に関する事務を所掌する部局又は施設が、動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする

※動物愛護管理センターが行う業務

- (1) 動物取扱業の登録、届出、並びに監督
- (2) 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
- (3) 特定動物の飼養又は保管の許可、監督
- (4) 犬・猫の引取り、譲渡し等
- (5) 動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- (6) その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

※中核市は(4)～(6)に掲げる業務

### ② 動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化

第37条の3

- (1) 「動物愛護管理担当職員」と規定
- (2) 動物愛護管理担当職員の必置化
- (3) 指定都市及び中核市以外の市町村（特別区を含む。）については、必置ではなく努力規定

# 2019年改正動物愛護管理法附帯決議

1. 自治体による事業者規制の実効性確保
2. 事業者の遵守基準の具体化、研修実施、立入検査体制の検討
3. 業種や事業規模に応じた規制の細分化の検討
4. 野生由来動物の飼養に係る周知徹底、展示施設の飼養管理基準の在り方検討
5. 第2種事業者（譲渡団体）への譲渡に係る適正指導の周知
6. 虐待事例の分析評価、自治体の人材育成、連携強化、普及啓発
7. 特定動物（危険動物）の規制措置、アニマルウェルフェアの確保に係る検討
8. 必要な体制及び職員数の充実
9. 地域の実情に配慮した所有者不明の犬猫の引取拒否要件の設定
10. 自治体の動物収容施設の施設・管理水準に係る指針の策定
11. マイクロチップリーダーの配備の促進、情報の一元管理の徹底
12. 産業動物の飼養保管基準の周知・遵守の徹底
13. 諸外国のアニマルウェルフェア及び脊椎動物の苦痛の感受性の調査研究、制度運用事例等の収集・整理、5つの自由に配慮した制度の理解の浸透・周知等